



平成24年6月15日

各 位

会 社 名 JSR 株式会社
代表者名 取締役社長 小柴 満信
(コード番号4185 東証・大証第1部)
問合せ先 広報部長 小島 昌尚
TEL : 03-6218-3517

**取締役および執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして
発行する新株予約権の募集事項等の決定に関するお知らせ**

当社は、平成24年6月15日開催の当社取締役会において、当社取締役および執行役員が、株価変動の影響を株主と共有し中長期的な業績とともに企業価値の向上に対する意欲や士気をより一層高める事を目的として、会社法第236条、第238条並びに第240条の規定に基づき、当社の社外取締役を除く現任取締役5名および当社取締役を兼務しない当社執行役員18名に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することに関し、その募集事項等を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称 JSR株式会社 2012年度新株予約権

2. 新株予約権の総数 新株予約権の総数：1,223 個とする。
うち、取締役に対する新株予約権の総数 488 個
うち、当社取締役を兼務しない執行役員（以下「執行役員」という）
に対する新株予約権の総数 735 個

上記総数は、割り当て予定数の上限であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、

- (1) 割当日の後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

- (2) 割当日の後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。
- (3) 上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数に、1株当たりの権利行使価額1円を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2012年7月11日から2032年7月10日まで。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

9. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. 但し書に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1 株当たり1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 5. に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 上記 (1)にかかわらず、新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が、割当日の翌日から 19 年を経過した日までに権利行使開始日を迎えなかった場合
割当日の翌日から 19 年を経過した日の翌日から権利行使期間の満了日までとする。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約の議案または株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合
当該承認日の翌日から 15 日以内とする。
- (3) 各新株予約権は 1 個を分割して一部のみ行使することはできないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と各取締役および執行役員との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるものとする。

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラックショールズモデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺する。

$$C = e^{-qt} SN(d_1) - e^{-rt} kN(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{k}\right) + \left(r - q + \frac{1}{2}\sigma^2\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S) : 2012年7月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
- (3) 行使価格(k) : 1円
- (4) 予想残存期間(t) : 8年
- (5) 予想ボラティリティ(σ) : 8年間(2004年7月10日から2012年7月10日まで)の各月の最終取引日の当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q) : 当社普通株式1株あたりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 $N(\cdot)$

13. 新株予約権の割当日(以下「割当日」という)

2012年7月10日

14. 新株予約権と引き換えにする金銭の払込期日

2012年7月10日

15. 新株予約権の払込金額の上限および割当て数の調整

上記 12. にて算出される割当日における各新株予約権の払込金額に、各取締役（または各執行役員）に割り当てられた新株予約権の個数を乗じて得られる金額の総額（以下「取締役払込金総額」（または「執行役員払込金総額」）という）が以下の上限額を超える場合には、割当日

における払込金総額が当該上限額以内に納まるよう、取締役（または執行役員）に割当てたる新株予約権の総数および各取締役（または各執行役員）に割当てたる新株予約権の数を比例的に調整するものとし、その詳細は取締役社長に一任するものとする。

【上限額】

割当日における取締役払込金総額の上限額： 53,000,000 円

割当日における執行役員払込金総額の上限額： 79,000,000 円

以上